

「現地決済型ふるさと応援納税」の対象となる店舗等について

基本的な考え方

～町外の在住の方が、【町内】の飲食店で飲食の提供を受けたり、【町内】で生産・加工された農作物や加工品を小売店で購入した場合に、「現地決済型ふるさと納税」の対象とすることができます。

対象となる店舗等の例

<飲食店>

■対象となるもの

- 店舗内において調理された食事の提供
- 町内の飲食店で調理された食事に付随する、町外で製造された食品の提供

■対象とならないもの

- × 全国展開の飲食店(チェーン店)
- × 町外で製造された食品のみの提供(例えばビールのみ、市販のアイスコーヒーのみなど)
- × 店舗内での調理度合いの低いもの(既製品を加熱、解凍のみで提供する食品)
- × **地場産品基準に該当しない食品、小物、玩具等の販売**

<小売店(物販)>

■対象となるもの

- 町内で生産された一次産品
- 町内で生産された一次産品を原料にして作られる加工品
(加工品の重量や付加価値のうち 50 %を超える割合が当該一次産品であるものに限る)
- 町内で製造・加工の主要な工程がなされた加工品

■対象とならないもの

- × 上記に当てはまらないもの
- × **店舗内で地場産品基準に該当する商品とそれ以外の商品が混在している店舗**

※ご注意ください※

「現地決済型ふるさと応援納税」の対象は、地場産品基準のいずれかに該当する必要があります。国からの通知によれば、地場産品基準に該当するものと該当しないものが混在し、その選別が困難な店舗を対象することは認められず、仮に地場産品基準に該当しないものが含まれていることが判明した場合には、「指定の取消し(＝上里町への寄付が全てふるさと納税に係る税額控除の対象外)となり得る」旨、見解が示されています。

店舗内で、上記の「対象となるもの」と「対象とならないもの」の両方を提供・販売している場合については、「対象となるもの」専用のレジを設けていただくなど、それぞれの商品が混在しないような対策をしていただく必要があります。